

# 情報公開・個人情報保護制度の概要

西東京市の情報公開制度と個人情報保護制度の概要をお知らせします。  
文書課(☎内線1235)

## 情報公開制度とは

「情報公開制度」は、市政に関する情報を市民の皆さんの求めに応じて公開する制度です。市民の皆さんから公文書の開示請求がされたとき、市は個人に関する情報などの例外を除いて、公文書をそのままの形で公開しています。

西東京市情報公開条例は、次のような目的で実施されています。  
公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにする。  
市が市政に関し市民に説明する責務を全うする。

市民の皆さんの市政への参加を容易にし、市政に対する市民の信頼を深める。

## 個人情報保護制度とは

市は、それぞれの業務に関連して市民の皆さんのさまざまな個人情報を保有しています。

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報について、適正な維持管理と取り扱い、目的外利用や外部提供の制限等について定め、市民のプ

ライバシーを守ることを目的としています。これにより個人情報保護条例は次のような市民の皆さんの請求を保障しています。  
自分の情報を見るための「開示の請求」  
自分に関する誤った情報を訂正するための「訂正の請求」  
自分に関する不要情報を削除するための「削除の請求」  
自分に関する情報の不当な利用や提供を止めさせるための「利用等の中止の請求」

今後とも、この両制度が市民の皆さんに広く利用され、適正に運用されるよう一層努力します。

## 請求手続きは簡単です

## 情報公開制度のあらまし

### 公開の対象となる公文書

次のすべての要件に当てはまる必要があります。  
文書および図画、写真、フィルムおよび電磁的記録(電子的方式磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方法で作られた記録)であること。  
職員が組織的に用いるものとして現に市が保有しているもの

### 公開を求めることができる人

どなたでも公開を請求することができます。ただし、不開示などの決定に不服を申し立てることができるのは、  
市内在住、在勤(在学)の方  
市内に事務所・事業所のある個人・法人・その他の団体  
市の事務事業に利害関係のある方に限られます。

### 開示請求

情報公開コーナーにある所定の請求書に、住所・氏名・請求する公文書の内容等を記入し、提出  
請求書の様式は市のホームページにも掲載しています。

### 開示・不開示の決定

請求があった日の翌日から14日以内(30日を限度に延長する場合があります)に、開示するかどうかを決定し、書面でお知らせします。  
なお、市が、例外的に不開示と決定できるのは、個人情報、法人などの活動利益を害することが明らかな情報、市政の公正または適正な執行を妨げるおそれのある情報、法令により公開することができないとされている情報などです。特に、個人情報は、不開示を原則とし、最大限に保護しています。

### 救済の手続き

不開示の決定に納得がいかないときは、その決定を知った日の翌日から60日以内に不服申し立てをすることが出来ます。この不服申し立ては、西東京市情報公開審査会に諮問され、市では、審査会の答申を尊重して決定します。

## 平成14年度 両制度の実施状況

公文書公開請求等件数	41件	個人情報の開示請求等件数	146件
全部開示決定件数	17件	介護保険認定に関するもの	136件
一部開示決定件数	15件	住民基本台帳ネットワークに関するもの	5件
不開示決定件数(不存在含む)	5件	その他	5件
その他(取下げ・情報提供)	4件		
不服申立件数	2件	不服申立件数	1件

## 情報公開コーナーをご利用ください

情報公開コーナーでは、市が保有する公文書の開示と個人情報の開示請求に関する相談や請求の受け付け等のほか、市政情報の相談、案内、資料の提供、有償刊行物の販売やコピーサービスをしています。調べたい行政資料の相談も遠慮なくお問い合わせください。

利用時間 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時  
資料のコピーは1枚(B5～A3判・黒単色)10円です。

情報公開コーナー 田無庁舎1階(☎内線1235)  
保谷庁舎1階(☎内線2113)

## 委員会・協議会の委員を募集します

### 市民憲章検討委員会委員

内容 市民憲章の制定に向けた検討  
市民憲章：都市の理念やまちづくりの方向性を明らかにするとともに、市民の望みや願いをこめたもの  
応募資格 市内に在住・在勤・在学の18歳以上の方。現在他の審議会等に参加されている方は応募できません。  
回数 全6回(予定) 第1回(7月15日)と最終回は平日昼間、他は委員会で検討

### 介護保険運営協議会の市民公募被保険者代表委員

内容 要介護者等の意向を適切に把握し、より適正な介護保険事業運営を行うための検討  
応募資格 市内に在住の40歳以上の方。現在他の審議会等に参加されている方は応募できません。  
回数 年3～4回(夜間開催の場合あり)  
選考方法 作文(千200字以内)：テーマ「介護保険制度についての提言や期待することについて」  
応募締め切り 6月26日(木)までに、住所・氏名・電話番号を明記し、介護保険課(保谷庁舎1階・田無庁舎1階)へ郵送または直接  
郵送先 〒188 8666 西東京市役所田無庁舎企画課  
募集人数 8人  
任期 7月15日～11月中旬(草案の作成まで)  
報酬・謝金 会議1回につき2千円  
応募・問合せ 企画課(☎内線1115)

報酬・謝金 会議1回につき1万800円  
応募・問合せ 介護保険課(☎内線2321)

**エガレ つうしん**

**女性センター検討小委員会を設置**

男女平等参画推進委員会では、女性センターの建設に際し、専門に検討するため、「女性センター検討小委員会」を設置しました。小委員会では、センターの役割・機能・取り組むべき事業等について検討します。当面は基礎資料の収集や近隣の女性センターの見学等を行ってまいります。

生活文化課男女平等推進係(市民会館内☎50055)

男女平等推進コーナー